

(仮称) 滑川市犯罪被害者等支援条例
逐条解説(素案)

令和5年10月

滑川市産業民生部生活環境課

目 次

第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 基本理念	4
第4条 市の責務	6
第5条 市民等の役割	7
第6条 事業者の役割	8
第7条 支援体制の整備	9
第8条 相談及び情報の提供等	11
第9条 経済的負担の軽減	12
第10条 日常生活の支援	13
第11条 安全の確保	15
第12条 居住の安定等	17
第13条 雇用の安定	18
第14条 市民等の理解の増進	19
第15条 民間支援団体に対する支援	20
第16条 個人情報の適切な管理	21
第17条 意見の反映	22
第18条 委任	23

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を明らかにするものです。

【解説】

私たちは、ある日思いもよらず、誰もが犯罪等の被害者となり、またはその家族や遺族(以下「犯罪被害者等」といいます。)になるおそれがあります。

犯罪被害者等は、犯罪により生命を奪われ、大切な家族を失い、障害を負わされ又は財産を奪われるといった直接的な被害にとどまらず、被害にあったことによる経済的な負担、周囲の理解又は配慮に欠けた対応による心身への影響など、従前の平穏な生活を送ることが困難な状況になるといった二次的被害、また再被害への不安に苦しめられることも少なくありません。

しかしながら、こうした犯罪被害者等が受ける被害の実情についての社会の理解は十分でなく、また、関心が高いとも言えません。

国では犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」といいます。)を制定し、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務を明記しています。

市民の誰もが安全で安心して暮らすためには、犯罪の予防にとどまらず、凶らずも犯罪に遭遇した際に、直接の被害や再被害・二次的被害からの回復・軽減、また経済的な負担の軽減をはじめ再び平穏な生活を営むことができるための支援や関係機関との協力体制を整えておくことが必要となります。

この条例は、市として、条例に基づき、犯罪被害者等の支援のための施策を行う姿勢を示し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民等や事業者に対して犯罪被害者等の存在やそれらへの支援について関心を喚起し、幅広い協力を促すことを通じて、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目指すものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（第15条において「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の理解若しくは配慮に欠ける言動、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

【趣旨】

この条例における用語の意義を説明するものです。

【解説】

(1) 「犯罪等」とは、法における定義と同様としています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他刑罰法規の規定により刑罰を科される行為をいいます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科される行為として規定されているものではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有するものをいい、例えば、以下のような行為が想定されます。

- ① ストーカー行為の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定されている「つきまとい等」で反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動」
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に規定されている「児童の

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ること

(2)「犯罪被害者等」とは、法における定義と同様としており、「加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない(犯罪被害者等基本計画より)」ものです。

ただしこの条例は、市の支援に係る施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な対象については、個々の施策ごとに設定するものです。

(3)「市民等」とは、本市の住民基本台帳への記録の有無に関わらず、市内の区域内で現に居住している方のほか、市内の事業所に勤務している方、市内の学校等に通っている児童、生徒及び学生のほか、町内会・自治会といった各種の団体を想定しています。

(4)「事業者」とは、本市の区域内において一定の目的をもって反復・継続的に同種の事業活動を行うもの全般をいい、営利か非営利、個人か法人、市内における事業所の設置の有無及び業種を問いません。

(5)「関係機関等」とは、犯罪被害者等の支援に係る施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある国、他の地方公共団体(首長部局、公安委員会や教育委員会などの行政委員会のほか、その指揮監督を受けるすべての機関をいいます。)、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をはじめ、犯罪被害者等を支援する個人や法人・団体を指します。

(6)「二次的被害」とは、犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に間接的に受ける被害をいいます。

犯罪被害者等にとって、二次的被害の苦しみは極めて大きいことから、二次的被害について明記することで、犯罪被害者等が受ける被害は、加害者による直接的な被害に加え、第三者の行為によっても生じ得るものであることを明確にするものです。

(7)「再被害」とは、犯罪被害者等が、被害を受けた犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有すること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 市、市民等、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力の下に行われること。

【趣旨】

法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めるものです。

【解説】

本条は、法第3条に規定する「基本理念」を確認するとともに、地域社会における各主体相互の連携・協力による犯罪被害者等の支援の推進を加えています。

(第1号関係)

犯罪被害者等の支援は、同じ社会の一員として犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据えて実施すべきことを定めています。

(第2号関係)

犯罪被害者等が受ける被害の状況、また置かれている状況や事情は様々であることから、犯罪被害者等の支援は、当該犯罪被害者等が直面している具体的状況を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施される必要があることを明らかにしています。

(第3号関係)

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変容し、それに伴い、必要とする支援内容も変化します。

こうした事情の中で、適用される制度や担当する機関等が様々に替わると、必要な支援が途切れてしまうことが懸念されます。

そのため、犯罪被害者等の支援は、制度や担当機関等が替わっても、連続性をもって実施される必要があることを明らかにしています。

(第4号関係)

犯罪被害者等の支援は、特定の者や機関だけが担うものではなく、支援を行うそれぞれの主体が、それぞれの立場における役割を果たしつつ、互いに連携及び協力して、犯罪被害者等のための支援を行うべきことを明らかにしています。

【参考】犯罪被害者等基本法

(基本理念)

- 第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
 - 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、本市の状況に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めるものです。

【解説】

本条は、法第5条に規定する「地方公共団体の責務」を踏まえ、犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

市は、犯罪被害者等や関係機関等からの意見、具体的な犯罪被害者等への支援の蓄積、本市における犯罪被害者等の支援に係る人的・社会的資源、関係機関等との連携・協力の状況などを踏まえながら、本市の状況に応じた犯罪被害者の支援のための施策を策定し、実施する責務を有することを定めています。

なお、この条例における犯罪被害者等の支援に関する施策の方向性は、次条以降において定めています。

【参考】犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市民等の役割を定めるものです。

【解説】

本条は、法第6条に規定する「国民の責務」の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援において期待される市民等の役割を定めています。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の人の無理解や偏見による二次的被害を受け、被害からの回復が遅れることも少なくありません。

犯罪被害者等は共に生活する地域の一員であり、犯罪被害者等の支援を実効的なものとするためには、地域社会全体の協力が必要です。

地域社会を構成する市民一人一人や各種の団体には、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性などへの理解及び二次的被害の防止に向けた配慮のもとに、市が実施する犯罪被害者等の支援に協力する役割が期待されます。

【参考】犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国民及び地方公共団地が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における事業者の役割を定めるものです。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援において期待される事業者の役割を定めています。

事業者には、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合が想定されることから、前条の市民等と同様、地域社会を構成する一員として、犯罪被害者等の支援への理解と二次的被害の防止に向けた十分な配慮を求めています。

また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加え、警察による捜査への協力や裁判手続等への対応など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。

事業者には、犯罪被害者等になった従業員が就労を継続できるよう、職場環境の整備や職場での人間関係について配慮することが求められます。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等との相互の連携及び協力の下に犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、支援に係る体制の整備に努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る市の職員の資質の向上を図るために研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

市の犯罪被害者等の支援の円滑な実施に向けた体制整備と、支援に関わる市の職員の資質の向上について定めるものです。

【解説】

本条は、基本理念に関する第3条第4号の規定を受け、市に対し、日頃からの関係機関等との連携・協力体制の整備を求めています。

犯罪被害者等の支援の円滑な実施には、関係機関等との連携・協力が欠かせません。

そのためには、日頃から、それぞれの関係機関等が犯罪被害者等の支援においてどのような役割を果たしているのかを把握するとともに、迅速かつ適切に連携し、協力できる関係性を構築することが求められます。

併せて、市による犯罪被害者等の適切な支援の実施には、市職員全体の犯罪被害者等の支援への十分な理解や技術の習得などが必要とされることから、市職員の資質の向上に向けた施策の実施を定めています。

【参考】犯罪被害者等基本法

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(県の責務)

第4条

2 県は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、市町村その他関係機関及び民間支援団体(以下「関係機関等」という。)との連絡調整を緊密に行うものとする。

(連携協力)

第8条 県及び関係機関等は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各種の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

市が犯罪被害者等に対し相談及び情報の提供等を行うことについて定めるものです。

【解説】

本条は、法第11条の「相談及び情報の提供等」の規定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等からの相談への対応及び犯罪被害者等への情報の提供等について定めています。

市が行った民間支援団体への聴き取りでは、犯罪被害者等から「どのような支援が受けられるか」「どの窓口で相談をすれば良いかわからない」といった声があるとの指摘を受けました。

また、犯罪被害者等が複数の支援を求める際、担当部署ごとに出向いて説明を求めることは、犯罪被害者等に大きな心理的負担を生じさせ、二次的被害の要因ともなり得ます。

市では、産業民生部生活環境課を市の支援に関する総合窓口と位置づけ、犯罪被害者等からの相談対応全般を行うとともに、必要とする支援を行う部署への取り次ぎ、必要とする支援が複数の部署や関係機関等にまたがる際の連絡調整を行うなど、犯罪被害者等が相談を受ける際の負担が軽減されるよう支援します。

また、実際に支援を行う部署においても、支援に係る情報提供や利用に関するアドバイスを行うほか、必要に応じて関係機関等との連絡調整の窓口となります。

【参考】犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する支援金の支給その他の経済的支援を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための支援を行うことを定めるものです。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が、被害直後に医療費や葬儀費用、裁判費用などの予期しない経済的負担を強いられたり、生計維持者の死亡や退職、休職などで収入が減少してしまったりといった経済的な困窮に陥る場合があることから、犯罪被害者等が経済的な困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るための支援を行うことを定めています。

支援の内容には、支援金の支給をはじめとする犯罪被害者等への直接的な金銭給付のほか、医療費の助成制度や生活資金の貸付制度など、経済的負担の軽減に資する幅広い施策が想定されます。

併せて、市及び関係機関等が行う経済的支援についての適切な情報提供を行うことを定めるものです。

【参考】犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響を回復し、若しくは軽減し、又は犯罪等による被害を受けたことにより日常生活において生じる負担を軽減して早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供、生活支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等が平穏な日常生活を回復するための支援を行うことを定めるものです。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、心身の状況や日常生活の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスの提供、生活支援などを行うことを定めています。

犯罪被害者等には、犯罪等による精神的・身体的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活が一変し、元の日常生活を営むことに困難が生じる場合があります。

市は、

- ・ 医療機関やこころの健康に関する相談機関についての情報提供、医療費負担の軽減制度などの「保健医療サービス」
- ・ 生活保護制度・生活困窮者への支援、家族の見守りや食事・排せつ介助などの「福祉サービス」
- ・ 日常生活における家事や子どもの一時預かりなどの「生活支援」

をはじめ、就学援助などの教育を受けるための支援など、各種の支援を提供しています。

関係機関等と連携を図りながら、個々の犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を提供し、平穏な日常生活の回復を図ります。

【参考】犯罪被害者等基本法

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第16条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事又は育児に係る援助、病院への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等を二次的被害又は再被害を受けることのないよう、市が必要な支援を行うことを定めるものです。

【解説】

本条は、法第 15 条の「安全の確保」の規定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等が再被害や二次的被害を受けることを防止するための物理的な避難先の確保、防犯指導、市が保有する個人情報の適切な取扱いなどを行うことを定めています。

市は、加害者からの再被害により、犯罪被害者等の早期回復や軽減が妨げられないよう、関係機関等と連携して防犯指導等を行うとともに、市が保有する犯罪被害者等に係る個人情報再被害や二次的被害を誘因することがないよう、住民基本台帳の閲覧・交付制限等の支援措置を行います。

なお、緊急時における物理的な保護については、富山県その他の関係機関と連携・協力し、これらの機関が提供する一時保護や施設への入所などの支援を活用した犯罪被害者等の安全の確保に努めます。

【参考】犯罪被害者等基本法

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(安全の確保)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第 17 条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第 12 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難な犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が二次的被害若しくは再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めるものです。

【解説】

本条は、法第 16 条の「居住の安定」の規定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等の支援を行うことを定めています。

自宅が事件現場になった、加害者から住居を特定されて再被害の危機に晒(さら)されている等の理由で、犯罪被害者等が従前の住居に住み続けることに困難が生じた場合、一時的な市営住宅の提供などの支援を行うものです。

また、県営住宅でも、犯罪被害者等への優遇措置を実施していることから、犯罪被害者等が置かれている状況などにより、県とも連携して、県営住宅の入居に向けた連絡・調整を実施します。

【参考】犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(居住の安定等)

第 14 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の雇用の安定を図るために必要な支援を行うことを定めるものです。

【解説】

本条は、法第17条の「雇用の安定」並びに本条例第6条の「事業者の役割」の規定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援への事業者の理解を深めることについて定めています。

従業員が犯罪被害者等となった場合、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加え、警察による捜査への協力や裁判手続等への対応など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。

職場において犯罪被害者等を支えるための環境の整備や職場での人間関係についての配慮など、犯罪被害者等である従業員の雇用の安定と二次的被害の防止に向けた事業者の理解を深めるための啓発などを行います。

【参考】犯罪被害者等基本法

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第 14 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について市民等の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援への市民等の理解の増進を図ることを定めるものです。

【解説】

本条は、法第 20 条の「国民の理解の増進」の規定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援への市民等の理解を深めることについて定めています。

犯罪被害者等の尊厳を傷つける大きな原因の一つが、周囲の無理解又は配慮に欠ける言動、偏見等による二次的被害です。

市民等が、犯罪被害者等の置かれている状況や地域社会が支援することへの重要性についての理解を深め、犯罪被害者等に偏見を持つことのないように、様々な媒体や機会を利用して情報の提供や啓発活動等を行います。

【参考】犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(県民の理解の増進)

第 19 条 県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 15 条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

民間支援団体等が犯罪被害者等の支援を推進できるよう必要な支援を行うことを定めるものです。

【解説】

民間支援団体の活動は、犯罪被害者等の様々な状況に即した柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、犯罪被害者等の支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

民間支援団体が持つ専門的知識や経験を活用し、犯罪被害者等の支援の活動が適切かつ効果的に行われるよう、民間支援団体の取組に必要な情報の提供、広報啓発への協力などを行います。

【参考】犯罪被害者等基本法

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例

(民間支援団体に対する援助)

第 21 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第16条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の支援を行うに際して犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に管理しなければならない。

【趣旨】

犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報の適切な管理について定めるものです。

【解説】

市が行った犯罪被害者等の支援を行う団体への聴き取りでは、「役所(場)に知り合いの職員がいる場合、個人情報の流出の懸念から市役所への相談を躊躇することがある」といった声があるとの指摘がありました。

犯罪被害者等が直面している状況を正確に把握するためには、犯罪被害者等やその関係者から他人には特に知られたくないような個人情報の提供を受け、取り扱うことが必要となります。

犯罪被害者等に係る個人情報が外部に漏洩しないよう適切に管理することは、市への信頼や市に相談をし、支援を受けることへの安心感につながり、より適切な支援に資することとなります。

本条は、犯罪被害者等の支援に必要な施策は多岐にわたり、市内部においても、複数の部署が相互に連携し、支援を実施していくことから、それぞれの部署における適切な管理を求めています。

併せて、市が連携・協力して犯罪被害者等の支援を行う関係機関等についても同様の対応を求めています。

(意見の反映)

第 17 条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等への支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映することを定めるものです。

【解説】

本条は、法第 23 条の「意見の反映及び透明性の確保」の規定の趣旨を踏まえ、市の犯罪被害者等の支援に関する施策の策定と実施に際し、犯罪被害者等や関係機関等からの意見の把握と施策への反映に努めるよう定めています。

犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等のニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定し、実施される必要があります。

そのため、市が直接的に、又は関係機関等を通じて間接的に当事者である犯罪被害者等の意見を把握し、市の施策に反映するよう努めます。

【参考】犯罪被害者等基本法

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

条例の施行に関して必要な事項がある場合、市長が別に定めることを定めるものです。

